

**豊政会・公明党  
事実上の条例否決  
総務常任委員会(18)**

## まちづくりの参加権利を真っ向から否定

# 16歳投票権、住民の発議権を削除

# 「市民の権利」削除で条例を骨抜き

3月定例議会から継続審議の「野洲市まちづくり基本条例」が1日、総務常任委員会で審議されました。

委員会で、小菅六雄市議は、市民参加のまちづくりをめざし、「修正案」を提出しました。第1条、まちづくりの「目的」では、地方自治の理念に基づき、「公共の福祉を念頭に置くこと」を規定すること。第2条のまちづくりを担う「市民の定義」を明確にすること。第22条、住民投票では、投票権は「16歳以上を原則」とされていますが、「16歳以上」と明確な規定とする修正案を提出しました。

一方、豊政会・公明党は、「まちづくり基本条例」制定の根本目的となる「市民の参加と権利」の条項をことごとく「削除」する修正案を提出しました。(下記表)

第22条の「住民投票」では、「住民の発議」「16歳以上」の投票権を削除。また、第29条の「条例を守り育てる」ために設置される「推進委員会」の項では、委員会の開催を、「市長の諮問の場合のみ」に制限。同第29条の市民(推進委員会委員)の「提言」条項、第30条の「委員会の意見尊重」条項も削除しました。

採決の結果は、豊政会・公明党の修正案が可決となりました。市議会(議員)自身の、民主主義についての意識・成熟度が問われた、条例案審議でした。市民参加をことごとく否定した豊政会・公明党の態度は、民主主義否定のなにもでもありません。なお、条例案は、22日の最終本会議で採決され、議会の態度が問われます。

### 市民の権利を、ことごとく否定する、豊政会・公明党(原案を削除修正)

第6条 (協働のまちづくり)	市民、市議会及び市は、目的を共有し、その特性を生かして、対等な関係に立ち、相互に補完し合いながらよりよいまちを創造します。
第22条 (住民投票)	市は、住民(市内に住所を有する人(法人を除きます。))をいいます。以下同じ。)、市議会又は市長の発議に基づき、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。 3 <u>住民投票権は、16歳以上の住民を原則とし、住民投票に関する必要な事項は、別に条例で定めます。</u>
第29条 (野洲市まちづくり基本条例推進委員会)	市長は、この条例を守り育て、実効性を高めるため、野洲市まちづくり基本条例推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。 2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申します。 (1) この条例の適切な運用に関すること。 (2) この条例の見直しに関すること。 (3) <u>前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。</u> 3 委員会は、前項に規定するもののほか、この条例を守り育てるうえで必要な事項について、市長に提言することができます。 4 委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、別に定めます。
第30条 (条例の見直し)	市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、委員会の意見を尊重し、この条例が第1条に規定する目的を達成するに相当であるか否かを検討するとともに、必要と認めるときは、条例の改正その他の適切な措置を講じます。

ゴシック字(下線部分)は、豊政会・公明党が条例原案から削除した部分

### 6月定例市議会日程

(6月4日～22日)

6月 4日(月) 本会議(議案提案)	6月 19日(火) 常任委員会(議案審査)
12日(火) 本会議(議案質疑・一般質問)	22日(金) 本会議(議案討論、採決)
13日(水) 本会議(一般質問)	
14日(木) 本会議(一般質問)	市議会は、どなたも傍聴できます。ぜひとも、お越しください。(時間は、いずれも午前9時からです)
18日(月) 総務常任委員会(議案審査)	

**やす民報**

日本共産党野洲市委員会  
2007年6月 3日 123

暮らしの相談、要望  
お寄せください

市会議員 **小菅六雄** (電話) 589-4971 (FAX) 589-6184  
(メール) shgdy177@ybb.ne.jp (HP) <http://www.yasusigi.net/~kosuga/>

市会議員 **野並享子** (電話) 587-0985 (FAX) 586-1102  
(メール) no73kyo\_ko@yahoo.co.jp (HP) <http://www.yasusigi.net/~nonami/>